

# 令和 8 年度

## 大船渡管内（水産）

### 水門・陸閘機械設備保守点検業務委託特記仕様書

#### 第 1 章 総 則

##### 第 1 条 適用範囲

本仕様書は、大船渡管内（水産）水門・陸閘機械設備保守点検業務委託に関して必要な事項を定める。

##### 第 2 条 業務目的

本業務は、対象となる水門・陸閘設備（又は施設）が使用条件を考慮して十分機能を発揮し安全確実に履行できるよう点検及び整備を行うものである。

##### 第 3 条 一般事項

水門・陸閘設備の点検・整備に当たっては、設計図書によるほか、次の基準・要領等に準拠するものとする。

基準及び要領は最新版を使用するものとする。

- (1) 漁港漁場関係工事共通仕様書（公益社団法人 全国漁港漁場協会）
- (2) 共通仕様書（Ⅰ～Ⅲ）岩手県県土整備部
- (3) 岩手県海岸保全施設等設計マニュアル（岩手県）
- (4) 遠隔操作監視設計マニュアル（岩手県）
- (5) 日本産業規格（J I S）
- (6) 日本電機工業会規格（J E M）
- (7) 機械工事共通仕様書（案）（国土交通省）
- (8) 機械工事施工管理基準（案）（国土交通省）
- (9) 機械工事塗装要領（案）同解説（国土交通省）
- (10) 電気設備に関する技術基準に定める省令（国土交通省）
- (11) 自家用電気工作物保安規定（経済産業省）
- (12) ダム・堰施設技術基準（案）（国土交通省）
- (13) 国土交通省河川砂防技術基準（案）（国土交通省）
- (14) ゲート点検・整備要領（案）（ダム・堰施設技術協会）
- (15) 河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）（国土交通省）
- (16) 河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）
- (17) 河川管理施設等構造令
- (18) 海岸保全施設維持管理マニュアル（農林水産省、国土交通省）
- (19) 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）（国土交通省）
- (20) 電気通信施設点検基準（案）（国土交通省）
- (21) その他、関係法令規則

##### 第 4 条 点検対象施設

別表 1 点検対象施設一覧表のとおり

## 第2 点 検

### 第5条 目 的

点検の目的は、水門・陸閘設備（又は施設）の偶発的損傷、構造的損傷及び経年的損傷などによる不良部分を発見することによる設備機能損失の未然防止のほか、計画的な整備・更新のために設備健全度や劣化傾向を把握し、修理・改善を行うための資料を得ることを目的とする。

- （1）施設全体の目視点検、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の点検、目視点検後の確認運転（全開全閉を行う総合操作の機能確認及び調整）、準備、後片づけまでとする。
- （2）点検時に行う軸受給油等の潤滑油類の補給を含むものとする。

### 第6条 点検対象範囲

- 1 水門（細浦水門）の点検は、機械設備（扉体、戸当り、開閉装置等）及び電気設備（機側操作盤、機側監視盤等）とし、点検対象範囲は別表2によるものとする。
- 2 水門（綾里水門）の点検は、機械設備（扉体、戸当り、開閉装置等）及び電気設備（機側操作盤、直流電源装置、回転灯等）とし、点検対象範囲は別表3によるものとする。
- 3 陸閘（電動式・浮体式）の点検は、機械設備（扉体、戸当り、開閉装置、挟まれ検知等）及び電気設備（機側操作盤、回転灯等）とし、点検対象範囲は別表4によるものとする。
- 4 綾里漁港海岸の水門及び陸閘ゲート操作にて点検を行う際の点検内容を事前に監督職員へ提出、協議のうえ実施するものとする。

### 第7条 点検内容

- 1 点検内容は、定期点検（1回/年）とし各点検について点検方法、測定箇所等を記入した点検要領を点検・整備業務計画書にて監督職員に提出するものとする。  
なお、細浦水門は2回/年とし、うち1回は実動作点検を行い、上記点検を行うものとする。
- 2 外部及び分解を伴う内部の目視点検のほか、端子の増し締め、点検用器具を用いての点検とし、点検項目等は点検記録表による。
- 3 点検時に発生した小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備（設備（又は施設）の機能保全のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する調整、軸受給油等の少量の油脂類の補給作業）は、本業務の対象とする。
- 4 点検の結果、整備が必要と判断される場合は、監督職員に協議のうえ決定するものとし、応急措置・復旧に要する部品等は受注者が監督職員と協議の上調達すること。ただし、予備品等が存在する部品は発注者から支給するものとする。  
なお、受注者が調達した部品等の費用は本業務で対応するものとする。
- 5 故障復旧にメーカーの調査・大規模な補修・部品交換等を要する場合には、本業務の対象外とする。

### 第8条 点検作業

点検作業は次によるものとする。

- 1 水門・陸閘設備（又は施設）の点検においては、事前に各設備の設置目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、点検履行に必要な設備特性を考慮のうえ、履行しなければならない。
- 2 点検実施者は、当該水門・陸閘設備（又は施設）の機能、構造等に精通し、かつ点検に十分な知識と経験を有するものでなければならない。
- 3 点検にあたっては、事前に作業手順、作業工程について検討を行わなければならない。
- 4 外観等の状態を確認する箇所は十分な清掃を実施しなければならない。
- 5 点検項目に基づき、点検記録表に記入するものとし、各項目毎に異常の有無を確認するもの

とする。

6 点検及び整備後、設備が確実に機能することを試運転等により確認するものとする。

7 点検中、早急に修理又は改善を要する不良、不具合箇所を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。

#### 第9条 計測器具等

1 受注者は、点検に要するスケール、温度計、湿度計、振動計、テスター、メガー等の計測機器及び分解調整用の工具類について校正済みの工具を準備しなければならない。

ただし、備えつけの特殊工具については、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。

### 第3 点検記録の作成

#### 第10条 点検記録

1 点検及び整備記録の作成にあたっては、水門・陸閘の種別ごとの点検項目に基づき、設備・機器の状況変化や経過等が把握できるよう、点検結果の記録を整理作成するものとする。

2 点検記録表は、ゲート点検・整備要領（案）の点検・整備項目及び内容を標準とし、作成するものとする。

3 点検及び整備の結果、不具合箇所があった場合は、当該箇所の状態、原因、処置方法もしくは改善方法を取りまとめ、点検整備詳細報告書（様式2）に写真等現場状況を確認出来る資料を添付のうえ、報告するものとする。

#### 第11条 提出書類

点検及び整備完了後、以下の書類を作成し監督職員に提出するものとする。

1 点検整備総括表（様式1）

2 点検整備詳細報告書（様式2）

3 点検記録表（任意様式）

※点検項目・内容等は、ゲート点検・整備要領（案）の点検・整備要領表を標準とする。

### 第4 その他

#### 第12条 海上保安部への作業許可及び安全費

細浦水門の点検時は海上保安部へ作業許可を申請するものとする。

なお、水門実動作による点検時において安全監視船は海上保安部から配置の指示があった場合に限り監督職員に協議し契約変更の対象にするか決定する。（実動作を行わない点検時は安全監視船を配置しない）

上記作業許可申請は受注者が行うものとする。

#### 第13条 漁協への連絡

水門・陸閘点検時は各漁協へ作業の日時等を事前に周知しトラブルの無いようにしなければならない。

#### 第14条 スーパーバイザー

細浦水門は水門形式が特殊なため、水門を施工したカナデビア株式会社よりスーパーバイザー（以下、「SV」という。）1名/回・点検の派遣を受け点検を行うものとする。

SVは細浦水門の設備、構造を熟知した者の派遣を依頼するものとする。

#### 第15条 臨時点検

水門・陸閘において、上記点検時以外に異常等発生した場合は、監督職員と協議のうえ、点検を行うものとする。

臨時点検の費用については契約変更の対象とする。

#### 第16条 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別表1 点検対象施設一覧表

No.	形式	施設名称 (供用時)	有効幅 (m)	有効高 (m)	型式	水密方式	扉体構造	扉体材質	扉体重量 (t/ 基)	開閉装置	走行方式
1	陸閘	崎浜漁港2号陸閘	4.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	アルミ	5	自走式	底部レール走行式
2	水門	綾里漁港水門	20.0	2.6	鋼製シェル構造 ローラーゲート	前面四方水密	鋼製シェル構造 ローラーゲート	SMA490	72.9	ワイヤロープウインチ式	—
3	陸閘	綾里漁港浮体式陸閘	5.0	1.8	陸上設置型浮体 式防潮堤	三方水密	浮体式	ステンレス	1.2	浮力による自動開閉式	—
4	陸閘	大船渡漁港1号陸閘	12.7	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	二相 ステンレス	32.9	自走式	底部レール走行式
5	陸閘	大船渡漁港2号陸閘	5.6	3.1	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	二相 ステンレス	7.8	自走式	底部レール走行式
6	陸閘	大船渡漁港3号陸閘	7.6	4.6	横引きゲート	後面三方水密	プレート ガーダ	二相 ステンレス	13.3	自走式	底部レール走行式
7	陸閘	大船渡漁港4号陸閘	12.7	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	二相 ステンレス	33	自走式	底部レール走行式
8	陸閘	大船渡漁港5号陸閘	6.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダー	二相 ステンレス	10.9	自走式	底部レール走行式
9	陸閘	大船渡漁港6号陸閘	6.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダー	二相 ステンレス	10.9	電動自走式	レール走行式
10	陸閘	大船渡漁港7号陸閘	6.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダー	二相 ステンレス	10.9	電動自走式	レール走行式
11	陸閘	大船渡漁港8号陸閘	6.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	二相 ステンレス	10.9	電動自走式	レール走行式
12	陸閘	大船渡漁港9号陸閘	6.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	二相 ステンレス	10.9	電動自走式	レール走行式
13	陸閘	大船渡漁港11号陸閘	5.1	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	二相 ステンレス	7.6	自走式	底部レール走行式
14	陸閘	大船渡漁港12号陸閘	6.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	二相 ステンレス	10.9	電動自走式	レール走行式
15	陸閘	大船渡漁港13号陸閘	4.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	二相 ステンレス	8.5	電動自走式	レール走行式
16	陸閘	大船渡漁港細浦1号陸閘	9.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	二相 ステンレス	13.1	モーター内蔵式	底部レール走行式
17	陸閘	大船渡漁港細浦3号陸閘	6.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	二相 ステンレス	9	モーター内蔵式	底部レール走行式
18	陸閘	大船渡漁港細浦4号陸閘	5.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	二相 ステンレス	8.4	モーター内蔵式	底部レール走行式
19	水門	大船渡漁港細浦水門	32.0	13.0	フラップゲート	—	—	SMA490	110	—	—
20	陸閘	門の浜漁港2号陸閘	7.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	アルミ	7.7	自走式	底部レール走行式
21	陸閘	門の浜漁港3号陸閘	3.0	2.5	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	アルミ	2.6	自走式	底部レール走行式
22	陸閘	六ヶ浦漁港陸閘	5.0	2.6	横引きゲート	後面三方水密	プレート ガーダ	アルミ	2.9	ラック式	底部レール走行式
23	陸閘	広田漁港1号陸閘	6.0	6.3	マイターゲート	後面三方水密	プレート ガーダ	アルミ	9.5	油圧式	両開き式
24	陸閘	広田漁港2号陸閘	5.0	4.7	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	アルミ	4.6	自走式	底部レール走行式
25	陸閘	広田漁港6号陸閘	3.0	3.2	横引きゲート	後面四方水密	プレート ガーダ	アルミ	3.3	自走式	底部レール走行式
26	陸閘	広田漁港7号陸閘	7.2	6.3	マイターゲート	後面三方水密	プレート ガーダ	アルミ	10.3	油圧式	両開き式
27	陸閘	広田漁港8号陸閘	3.0	4.6	スイングゲート	後面三方水密	プレート ガーダ	アルミ	2.3	油圧式	スイング式

別表 2

1. 細浦水門

点検対象範囲

設備区分	細別	点検頻度	点検項目
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備全体に損傷等の確認</li> <li>・操作室内機器に異常はないか確認</li> <li>・機械室内機器損傷、変形等の有無</li> <li>・安全周知装置に損傷、変形等の有無</li> <li>・管理運転によるゲート作動の異常の有無</li> </ul>	年に2回の年点検（うち1回は実動作を行い点検を行う）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亀裂、磨耗、たわみ、変形、腐食、取付ボルトの緩み等の点検</li> <li>・機器の動作状況、取付ボルトの緩み等の点検</li> <li>・機器等の損傷、塗膜の発錆、ふくれ、剥離、亀裂、変形等の点検</li> <li>・安全周知操作盤の操作装置作動試験及び、損傷、変形等の点検</li> <li>・機側操作盤の操作装置作動試験と扉体等の動作試験（入出力信号状態含む）</li> <li>・盤内配線及び二次側配管配線状態点検</li> <li>・PLC バッテリー、塩害フィルター等交換部品の使用年数確認（メーカー推奨範囲以内であること。）</li> <li>・予備品・取替部品調達の可否</li> </ul> <p>※UPS 電源切替に伴う負荷の回路変更内容を十分に把握のうえ、点検実施するものとする。</p>

別表 3

1. 綾里水門

点検対象範囲

設備区分	細別	点検頻度	点検項目
機械設備	扉体 戸当り 水密部 開閉装置 機側操作盤 直流電源装置 開度計 水位計 予備エンジン 付属設備	1年に1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀裂、磨耗、たわみ、変形、腐食、取付ボルトの緩み等の点検</li> <li>・ 給油脂状態</li> <li>・ 機器等の損傷、塗膜の発錆、ふくれ、剥離、亀裂、変形等の点検</li> <li>・ 各種計測</li> <li>・ 水位計：受圧部（検出器）、中継箱、防護管、配管配線の点検</li> <li>・ 機側操作盤の操作装置作動試験と扉体等の動作試験（入出力信号状態含む）</li> <li>・ 電動巻上げ、電動巻下げ、自重降下による運転時点検</li> <li>・ 規定値内での開閉速度での運転点検</li> <li>・ 塩害フィルター等交換部品の使用年数確認（メーカー推奨範囲以内であること）</li> <li>・ 盤内配線及び二次側配管配線状態点検（操作橋部含む）</li> <li>・ 予備品・取替部品調達の可否</li> <li>・ 清掃</li> </ul>

別表 4

1. 陸閘（電動式）

点検対象範囲

設備区分	細別	点検頻度	点検項目
機械設備	扉体 戸当り 水密部 開閉装置 挟まれ防止設備 機側操作盤	1年に1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亀裂、磨耗、たわみ、変形、腐食、取付ボルトの緩み等の点検</li> <li>・ 給油脂状態</li> <li>・ 塗膜の発錆、ふくれ、剥離、亀裂等の点検</li> <li>・ 各種計測</li> <li>・ 動作試験</li> <li>・ 機側操作盤の操作装置作動試験と扉体等の動作試験（入出力信号状態含む）</li> <li>・ 現場電動、手動運転時点検</li> <li>・ 規定値内での開閉速度での運転点検</li> <li>・ 盤内配線及び二次側配管配線状態点検</li> <li>・ PLC バッテリー、塩害フィルター等交換部品の使用年数確認（メーカー推奨範囲以内であること）</li> <li>・ 予備品・取替部品調達の可否</li> </ul>

2. 陸閘（浮体式）

点検対象範囲

設備区分	細別	点検頻度	点検項目
機械設備	全般 扉体 支承部 側部水密部 底部水密部 テンションロッド 側部戸当り 起立補助装置 強制起立装置 付帯設備	1年に1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚れ、損傷</li> <li>・ 振動、異常音、たわみ・変形、扉体着床状態、扉体浮上開始荷重等</li> <li>・ 動作確認、ゆるみ、損傷・腐食、脱落</li> <li>・ 動作確認、劣化、損傷、変形、磨耗、脱落</li> <li>・ 動作確認、損傷・腐食、張り具合確認、割れ等</li> <li>・ 汚れ、磨耗、ゆるみ、損傷・腐食、脱落等</li> <li>・ 清掃状態、損傷・劣化、変形・発錆、動作試験、ボルト・ナット、軸・軸受等</li> <li>・ 清掃状態、損傷・劣化、変形・発錆、動作試験、ボルト・ナット、軸・軸受等</li> <li>・ 清掃状態</li> </ul>

(様式1)

## 点検整備総括表

令和 年度

整理番号		請負者	
地区名	大船渡	点検者	

地区名	箇所名	水門陸閘名称	陸閘・水門の区分	電動・手動・浮体の区分	常時開・閉の区分	寸法(m)	点検実施日	判定ランク	備考
						(幅×高)			
大船渡地区	大船渡市	崎浜漁港2号陸閘	陸閘	電動	開	4.0 × 4.7			
"	"	綾里漁港水門	水門	電動	開	20.0 × 2.6			
"	"	綾里漁港浮体式陸閘	陸閘	浮体	開	5.0 × 1.8			
"	"	大船渡漁港1号陸閘	陸閘	電動	開	12.7 × 4.7			
"	"	大船渡漁港2号陸閘	陸閘	電動	開	5.6 × 3.05			
"	"	大船渡漁港3号陸閘	陸閘	電動	開	7.6 × 4.62			
"	"	大船渡漁港4号陸閘	陸閘	電動	開	12.7 × 4.7			
"	"	大船渡漁港5号陸閘	陸閘	電動	開	6.0 × 4.7			
"	"	大船渡漁港6号陸閘	陸閘	電動	開	6.0 × 4.7			
"	"	大船渡漁港7号陸閘	陸閘	電動	開	6.0 × 4.7			
"	"	大船渡漁港8号陸閘	陸閘	電動	開	6.0 × 4.7			
"	"	大船渡漁港9号陸閘	陸閘	電動	常時閉	6.0 × 4.7			
"	"	大船渡漁港11号陸閘	陸閘	電動	開	5.1 × 4.7			
"	"	大船渡漁港12号陸閘	陸閘	電動	開	6.0 × 4.7			
"	"	大船渡漁港13号陸閘	陸閘	電動	開	4.0 × 4.7			
"	"	大船渡漁港細浦1号陸閘	陸閘	電動	開	9.0 × 4.7			
"	"	大船渡漁港細浦3号陸閘	陸閘	電動	開	6.0 × 4.7			
"	"	大船渡漁港細浦4号陸閘	陸閘	電動	常時閉	5.0 × 4.7			
"	"	大船渡漁港細浦水門	水門	電動	開	32.0 × 13			
"	"	門の浜漁港2号陸閘	陸閘	電動	開	7.0 × 4.7			
"	"	門の浜漁港3号陸閘	陸閘	電動	常時閉	3.0 × 2.5			
"	陸前高田市	六ヶ浦漁港陸閘	陸閘	電動	開	5.0 × 2.6			
"	"	広田漁港1号陸閘	陸閘	電動	開	6.0 × 6.3			
"	"	広田漁港2号陸閘	陸閘	電動	開	5.0 × 4.7			
"	"	広田漁港6号陸閘	陸閘	電動	開	3.0 × 3.2			
"	"	広田漁港7号陸閘	陸閘	電動	開	7.2 × 6.3			
"	"	広田漁港8号陸閘	陸閘	電動	常時閉	3.0 × 4.58			
【特記事項】									

## 判定ランク凡例

- A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等で対応できるもの
- B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの
- C 至急改修を要するもの

(様式2)

点 検 整 備 詳 細 報 告 書

整理番号		点検日	
地区名	大船渡	請負者	
水門陸閘名称		点検者	

1 判定区分

2 総合所見

3 異常(原因等)及び整備の状況

4 処置済みまたは要処置事項

注 (1) 判定区分欄には、以下の凡例で記入すること。

A 機能上は問題なく、現状維持または経過観察等に対応できるもの

B 機能上は問題ないが、精密な調査または補修等を要するもの

C 至急改修を要するもの

(2) 総合所見には点検結果を総括的に記述するとともに、必要に応じて今後の改修における留意点を記述すること。

(3) 異常の状況は、水門設備点検表の区分、点検部位、点検項目ごとに点検結果、原因等を記載すること。